# 令和６年度　江戸川区立清新第一小学校人権教育全体計画

**人権に関する法令**
- 日本国憲法
- 教育基本法
- 学習指導要領
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 人権教育・啓発に関する基本計画
- 東京都人権施策推進指針
- 東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- 人権教育の指導方法等の在り方について
- 児童の権利に関する条約等

**学校の教育目標**
〇思いやりのある子　（重点目標）
〇体をきたえる子
〇最後までやりぬく子
〇進んで学習する子

**目標策定の方針**
・「思いやりの心」「規範意識」に課題のある本校児童の実態から、「人を思いやる心の育成」「規律ある学校生活が送れる児童の育成」を目指す

**人権教育の目標**
自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることのできる児童の育成

**目指す児童像**
一人一人の児童が、思いやりの心と意識をもち、すべての人々に優しく行動できる子

人権教育に関する指導の実態把握
教職員一人一人の人権感覚にさらに磨きをかけ、全校で積極的な人権教育の推進を図る。

**人権教育を通じて育てたい資質・能力**
- 自他の価値を尊重しようとする意欲と態度
- 他の人と対等で豊かな関係を築くことのできる社会的技能

**普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組**
人権教育の理念について、人権の意義・内容についての学習・法の下の平等・個人の尊重・社会規範・権利と義務・自由と責任のついての学習・生命尊重の心情や態度・豊かな人間性を育むための学習等、日常的かつ各領域を通して指導する。

**学年・学級経営**
- 学級における全教育活動を通して、一人一人の児童の個性や能力が発揮できる場を設定し、学級の一員として認められているという実感等を味わえるようにする。
- 学級経営に当たっては、日頃から偏見や差別の不合理性に気付かせ、児童が相互に人権を尊重し合う望ましい人間関係の育成を図る。

**日常的な指導**
- きめ細かな指導に努めるとともに、周囲の児童の支えや励ましが得られるようにしていく。
- 言語環境の適正化を図り、教育環境を整備していく。

**教科等の指導**
- 道徳教育の中での人権教育の推進
  道徳に関連し、思いやりの心をもち、自他の権利を大切にし、進んで義務を果たす心情や態度を育てる。

**人権教育の年間指導計画のための方針**
- 学校の全ての教育活動において体験的な活動を積極的に取り入れていく。
- 発達段階に応じて、教科と関連させて人権に関する知的理解を深めていく。
- 異学年の交流活動を通し、思いやりの心の醸成を図る。

**教職員の研修**
- 校内研修会を行い、人権課題について話し合い、理解と指導方法を学ぶ。

**校種間の連携**
・小中連携教育の一環として、地域清掃・部活動の体験等の交流活動を実施する。

**家庭・地域との連携**
- 体験的な活動への支援協力を要請する。
- 地域の行事に学校も積極的に関与していく。